

文化センターペアーレ山梨 感染拡大予防ガイドライン

（作成日 2021/1/12 ）

株式会社 山梨こども成長支援計画
文化センター ペアーレ山梨

文化センターペアーレ山梨における感染拡大予防ガイドライン

以下は、文化センターペアーレ山梨の貸会議室及び屋内運動施設としての使用におけるガイドラインである。

I 【3密の回避】

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

以下の取り組みにより密閉を回避する。

- (1) 教室使用前は、全ての窓・ドア（2方向以上）を開けて換気をする。
- (2) 教室使用中についても、30分に1回、5分程度、全ての窓・ドア（2方向以上）を開け換気をする。
- (3) 換気扇は常時電源を入れておく。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) スタジオ、教室は人数制限を行い、教室毎に下記のように人数上限（一人あたりの専有面積が3㎡以上となるように設定）を決めて対応する。

机、椅子を利用する場合 長机1台に対し椅子1脚を使用し間隔を空けることとする。

（机の配置は前後左右が重ならないよう、交互になるよう使えない所には✖印で表示）

3階	A教室（81㎡）	定員20名	窓（東、北）、ドア（西）
	B教室（80.5㎡）	定員20名	窓（南、西）、ドア（北）
	和室（30.25㎡）	定員8名	窓（北）、ドア（西）
2階	スタジオ（162.0㎡）	定員20名	窓（北、東、南）、ドア（西）
1階	C教室（58.5㎡）	定員15名	ドア（東 西）
	D教室（31.5㎡）	定員8名	窓（東、北）、ドア（南）

※1階 トレーニングジム（324㎡）は閉鎖する。

- (2) 利用時間は2時間を上限とし、次の利用時間との間にアルコール消毒を行う。

※ 尚、施設からの物の貸し出し（ストレッチマット、ポール等）は当面中止し、感染拡大のリスクを軽減させる。

3 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 隣の人との距離は前後左右 2m以上（マスク着用時 1m以上）が保てるように位置、配置を指導する。
- (2) 近距離での会話や発声及び掛け声等の大声を人に向かって発声しないよう館内へ掲示する。
又、2 時間に 1 度程度館内を巡回し、そのような状況が発生した場合には指導する。
- (3) 1 階の受付場所は透明ビニールカーテンにて遮蔽する。

II 【その他の感染防止対策】

4 マスクの着用

- (1) スタッフのマスク着用を義務化する。人との接触の場において、館内利用者にもロビー、廊下等はもちろんレッスン前後のマスク着用を義務付ける。マスクの着用は入口にポスターを掲示し、マスクをしていない方は利用をお断りする。

(教室使用時間内においてマスクの着用は利用者の体調を考慮し任意とする。その場合には、2m の対人距離を確保する。)
- (2) スタジオ内において激しい運動を伴う場合、マスクは外しても良いが、全員一定の方向を向いて前後左右の間隔を 2m以上開けて行う。又、大きな声を出したりしないよう音楽などの音量は低めの設定にし、話し声が通りやすい状態で行う。

5 手洗い・手指消毒

- (1) スタッフは定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- (2) 入口に消毒設備を設置、手指消毒を促す。
- (3) スタッフは、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後等には必ず手指を消毒する。

6 体調チェック

- (1) スタッフに対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（平熱より 1 度以上）軽度であっても風邪症状（咳、喉の痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合には出勤を停止する。
- (2) 全ての入場者に対して、発熱（平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐、下痢などの症状がある場合には入館をお断りすると共に、原則として来館前に検温を行っていただき、入口で体温、氏名を明記してもらう。検温を行っていない又は体調不安がある場合は、その場で検温を行う。

7 トイレの衛生管理

- (1) 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は2時間ごとに清拭消毒を行う。
- (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すように、トイレ内へ表示を行う。
- (3) ハンドドライヤー、共有タオルの使用を停止し、利用者にハンカチやタオル等持参していただく。

8 休憩スペースのリスク軽減

- (1) 休憩スペースは原則一人掛けのみとし、それぞれ間隔を1m程度空け設置する。また、使用後の教室清掃の際、同時に休憩スペースの清掃も行う。
- (2) 利用者に対して、休憩時間中の移動は最小限にとどめ、会話時も対人距離（マスク着用時最低1m、マスク着用がない場合は2m）を確保し、感染防止に努めるよう要請する。又、掲示も各教室に行う。

9 喫煙スペースの使用制限

- (1) 全ての喫煙スペースを撤去する。

10 清掃・消毒

- (1) 下記のように他人と共用する部分、物品、複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて当館スタッフが定期的に消毒する。
 - ・ 教室－教室使用後の定期清掃・消毒（ドアノブ、机、椅子、教壇等）
 - ・ スタジオ－教室使用後の定期清掃・消毒（ドアノブ、床、椅子）
 - ・ トレーニングジム-閉鎖する。
 - ・ 更衣室－教室使用後の定期清掃・消毒（ドアノブ、ロッカー等）
 - ・ 階段、エレベーター　－階段の手すり、エレベーターボタン等、人が触りそうな箇所を2時間に1回、定期清掃・消毒。
- (2) 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

Ⅲ【施設ごとの注意点】

1.1 特に屋内運動施設の利用に関して

- (1) 換気は1人あたり毎時60㎡の必要換気量を確保するために、換気扇を常に稼働した状態で使用する。
- (2) 更衣室内のロッカーは指定の場所を利用し、利用時はマスクの着用を義務付ける。同時に隣り合わないよう1mの距離を確保し、一度に利用できる人数を男子更衣室2名(10㎡) 女子更衣室3名(18㎡)までの利用とする。利用中は大型の扇風機にて室内の空気を循環させ、更衣室出入口のドア(2か所)を常時開けた状態で使用する。(ドアが開いているので目隠しの為カーテンを使用する)
- (3) 近距離での人との接触を伴う活動は行わない。
- (4) 入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認する。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促す。

1.2 緊急事態宣言対象区域の在住者に対する利用制限

- (1) 当社ホームページにより、掲載する。利用者に対して、緊急事態宣言対象区域に在住する方の利用を制限するよう要請する。

1.3 その他

- (1) 以上の内容について、当社ホームページにガイドラインの内容を掲載し、入場者に周知する。また、入場者に対して、貸出予約時にガイドラインの説明を行う。

1.4 チェックリストの作成・確認

- (1) チェックリストによる確認を毎日実施し、記録として残しておく。ガイドラインを遵守しているかを確認するため、毎日のチェックリストを店舗で保管し、1週間に1度程度、県へ報告する。